

一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人全日本電気通信サービス取引協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、電気通信サービス全般において、利用の促進並びに消費者の権益を保護するため、電話通信サービス契約代理業及び電話加入権取引に関する事業等を行い、もって電気通信サービスの契約等の適正化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気通信サービス契約代理業及び電話加入権取引業
- (2) 電気通信サービスに関する情報提供及び普及啓発
- (3) 電気通信サービスに関する検定試験の運営
- (4) 電気通信サービス契約代理業及び電話加入権取引業に関する消費者からの相談、苦情の処理及び消費者等に与えた損害の補償
- (5) 電気通信サービス契約代理業及び電話加入権取引業を行うものの指導及び育成
- (6) 電気通信諸法令その他業務に必要な事項についての調査研究
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 準会員 本協会の正会員の支店または事業所
- (3) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 本協会の正会員となることができるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 電気通信サービスの契約代理業又は電話加入権取引業を営むもの
- (2) 本協会の定款の規定、かつ会員としてふさわしくない行為をしない旨の誓約をするもの

(入会)

第6条 本協会の会員となろうとするものは、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となったとき及び毎月、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、1箇月前までに書面でその旨を届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して6箇月以上なされなかったとき
- (2) 会員が規定による損害の補償を行わないとき
- (3) 総社員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告及び計算書類等の承認

- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後2箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をした場合
 - (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって請求があった場合

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

- 第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決を委任することができる。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第19条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内の副会長と5名以内の常任理事を置く。
- 3 会長を法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、本協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係があるものを含む。)である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、本協会に関し、次の各号に規定する職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 理事会に出席し、意見を述べること
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬・賞与その他の職務執行の対価として本協会から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(顧問及び相談役)

- 第26条 本協会は、顧問及び相談役を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本協会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱し、本協会の重要事項について会長の諮問に応じる。
 - 3 顧問及び相談役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 顧問及び相談役には、その職務に要する費用を支弁することができる。
 - 5 顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第27条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、会長が招集するものとする。
- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前2項の議事録は、本協会の主たる事務所に10年間保存するものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第32条 本協会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(資産の構成)

- 第33条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金及び会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 資産から生じる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他収入

(資産の管理)

- 第34条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

- 第35条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。
- 2 本協会の剰余金は、翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

- 第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度

の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 支局及び支部

(支局及び支部)

第43条 本協会は、理事会の決議を経て、必要な地に支局及び支部をおくものとする。

2 前項の支局及び支部は、本協会の事業を広く普及するために、事業を遂行する。

3 第1項の支局及び支部は、支局長及び支部長をそれぞれ1名、その他の幹事で構成する。

4 第1項の支局及び支部の支局長及び支部長その他の幹事の選任及び解任に関し必要な細則は、理事会において定める。

5 第1項の支局及び支部の組織並びに運営に関し必要な細則は、理事会において定める。

第11章 委員会

(相談・苦情処理委員会)

第44条 本協会に、電話加入権取引及び電気通信サービスの契約代理（いずれも会員が行うものに限る。）に関する相談、苦情を処理するため、相談・苦情処理委員会をおく。

(相談・苦情処理委員会の構成)

第45条 相談・苦情処理委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 業務執行理事のうち1名。ただし、その者が当該苦情に利害関係のあるときは、他の常任理事を代理させなければならない。

(2) 学識経験者 2名

2 委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

(相談・苦情処理委員会の開催)

第46条 前条第1項第1号に規定する委員は、本協会に加入者等から電話加入権取引及び電気通信サービスの契約代理（いずれも会員が行うものに限る。）に関する相談・苦情が提出されたときは、20日以内に相談・苦情処理委員会を開催しなければならない。

2 会長は、相談・苦情処理委員会が決定した損害の補償その他必要な事項を措置しなければならない。

(専門委員会)

第47条 本協会に、事業の指導又は調査研究をするため、必要に応じ専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会の委員長及び委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 専門委員会において指導又は調査研究した内容は、理事会に報告しなければならない。

第12章 事務局

(事務局)

第48条 本協会は、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第13章 損害の補償

(損害の補償)

第49条 第46条第2項の規定に基づき会長が当該電加入権取引及び電気通信サービスの契約代理を行った会員に損害を補償するよう承知したときは、その会員は直ちに補償しなければならない。

2 前項の場合において、その会員が補償を行わないときは、本協会が別に定めた損害補償基金規約に基づき補償する。

3 本協会は、前項の補償を実施するために必要な基金を設置し、会員

は社員総会において定める額を拠出しなければならない。

- 4 前項の基金の管理に関する規定は、社員総会において別に定める。
なお、その基金は、理事会の決議により、業務執行理事が管理する。

第14章 補 則

(委任)

- 第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は、島津正行とする。
- 3 本協会の最初の業務執行理事は、村上元正 木村典子 相澤輝夫 鼓幸太郎 前山美智弘 山口新一とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は平成24年6月22日から施行する。
- 2 この定款は一部を変更して平成30年9月12日から施行する。